

7カ ボリ!

このコーナーでは、皆さま
のお役に立つタイムリー
な情報を、深掘りして
お届けします。

今回は運送事業者の皆さまに向けて
「新物流効率化法」で
求められる努力義務を7カボリ!

01

「新物流効率化法^{*}」とは
何ですか？

この法律は、物流業界の深刻な人手不足などの諸
課題に対し、持続可能な輸送体制を実現するための
もので、2025年4月に施行されました。これにより、
全ての荷主企業と運送事業者に効率化の努力義務
が課せられています。

※物資の流通の効率化に関する法律

02

努力義務の内容は？

貨物自動車運送事業者は国が定めた「判断基準」
にもとづき、以下の措置に取り組むことが求められて
います。

A.積載効率の向上等

運転者一人当たりの、一回の運送における貨物重量の増加

B.実効性の確保

現状や取り組み効果の把握、関連事業者との連携推進など

03

A 積載効率の向上等を
もう少し詳しく

「積載効率」とは、トラックがどれだけ無駄なく荷物
を運んでいるかを示す指標であり、積載率と実車率
を掛け合わせて計算します。

「積載効率」

= 積載率^{※1} × 実車率^{※2}

※1: 積載率 = 積載重量 ÷ 最大積載重量
※2: 実車率 = 実車走行距離 ÷ 総走行距離

*なお、「積載効率の向上等」の「等」とは車両の大型化など、1人のドライバーが一度に運べる荷物の「総量」を
増やす措置を指します。

運送事業者の経営効率を表す代表的な指標に、「運行効率(実働率×積載率×実車率)」
があります。今回の新物流効率化法では、この「運行効率」から「実働率」を除いた「積載
効率」の向上を、新たな努力義務として定めました。具体的には、積載効率50%以上の車両
が全体の5割以上となることが目標となります。

運送事業者の皆さまにとって積載効率の向上は、運送業の経営において日頃から常に
意識されている事項ですが、本法律によりさらなる推進が求められます。

04

積載効率の向上に向けた努力義務の
具体的な内容とは？

国の「判断基準」で求められている、具体的な
取り組み内容は以下の通りです。



- ①複数の荷主企業の貨物を積み合わせて運送するなど、輸送網の集約に取り組むこと。
- ②荷主企業や他の運送事業者と協議して配送の共同化に取り組むこと。
- ③帰り荷の確保により実車率を向上させること。
- ④情報処理システムの導入により、配車計画または運行経路の最適化を行うこと。
- ⑤大型の貨物自動車の導入により積載可能な貨物量を増加させること。

*ただし、上記以外であっても有効な措置であれば、異なる取り組みでも問題ありません。

05

車両を150台以上保有している事業者に
義務が課されると聞きました



2026年4月以降、車両を150台以上保有する「特定貨物自動車運送事業者」は、
前述した努力義務の達成に向けた中長期計画を届け出るとともに、毎年の進捗状
況を報告する義務を負います。もし義務を怠ると罰金の対象となることがあります。

中長期計画・定期報告作成上の留意点

- ①計画は実現可能な内容とし、最初から無理な目標を設定しないこと。
- ②実績報告には事実と異なる内容を決して記載しないこと(虚偽報告は罰金の対象)。
- ③毎年、取り組みに進捗が見られるようにすること(改善への努力を表すことが大事)。